

議案第55号

備前市の組織及びその任務に関する条例及び備前市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市の組織及びその任務に関する条例及び備前市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市の組織及びその任務に関する条例及び備前市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(備前市の組織及びその任務に関する条例の一部改正)

第1条 備前市の組織及びその任務に関する条例(平成19年備前市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号から第9号までを次のように改める。

- (7) 日本遺産・観光部
- (8) 文化スポーツ部
- (9) 産業部

第2条に次の1号を加える。

- (10) 都市整備部

第3条の表市長公室の項に次の1号を加える。

- (4) 市民の目線に立った行政評価による行財政改革を推進する。

第3条の表総合政策部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項に次の2号を加える。

(8) 交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推進する。

(9) 行政事務の情報化を進め、行政サービスの向上及び効率化を推進する。

第3条の表総務部の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条の表市民生活部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条の表文化観光部の項を同表の日本遺産・観光部の項とし、同項の次に次のように加える。

文化スポーツ部

(1) 文化活動を促進するとともに、文化芸術の振興及び指導体制の充実を図り、心豊かなまちの形成を推進する。

(2) 地域におけるスポーツの活性化及び指導体制の充実に努め、市民の体力の増進を推進する。

(3) 体育施設等の利活用を促進し、市民の健康の維持及び増進を促進する。

第3条の表産業部の項中第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 公営住宅の整備及び充実並びに市民ニーズに応じた宅地の供給を図り、住宅環境の整備を推進する。

(9) 将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加及び定住対策を図る。

第3条の表都市整備部の項中第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 道路、橋りょう、河川及びため池の整備等を行い、安全で利便性の高いまちづくりを推進する。

(4) 安全かつ安心で安定した給水を確保する。

(5) 公共下水道等の污水处理施設を計画的に整備し、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水対策を推進する。

第3条の表総合支所部の項を削る。

(備前市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 備前市水道事業の設置等に関する条例(平成17年備前市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「産業部」を「都市整備部」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第55号参考資料

備前市の組織及びその任務に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改 正 案	現 行
(組織)	(組織)
第2条 政策を推進するための組織として、次の室及び部を設置する。	第2条 政策を推進するための組織として、次の室及び部を設置する。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(7) <u>日本遺産・観光部</u>	(7) <u>産業部</u>
(8) <u>文化スポーツ部</u>	(8) <u>都市整備部</u>
(9) <u>産業部</u>	(9) <u>総合支所部</u>
(10) <u>都市整備部</u>	
(任務)	(任務)
第3条 室及び部の任務は、次のとおりとし、相互の連携により、一体となつて的確に任務を遂行するものとする。	第3条 室及び部の任務は、次のとおりとし、相互の連携により、一体となつて的確に任務を遂行するものとする。
市長公室	市長公室
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>市民の目線に立った行政評価による行財政改革を推進する。</u>	
総合政策部	総合政策部
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) (略)	(5) <u>市民の目線に立った行政評価による行財政改革を推進する。</u>
(6) (略)	(6) (略)
	(7) (略)

<u>(7)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
<u>(8)</u> 交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推進する。	
<u>(9)</u> 行政事務の情報化を進め、行政サービスの向上及び効率化を推進する。	
総務部	総務部
<u>(1)</u> ～ <u>(3)</u> (略)	<u>(1)</u> ～ <u>(3)</u> (略)
	<u>(4)</u> 行政事務の情報化を進め、行政サービスの向上及び効率化を推進する。
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
<u>(6)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>(7)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
市民生活部	市民生活部
<u>(1)</u> (略)	<u>(1)</u> (略)
	<u>(2)</u> 交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推進する。
<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)。
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)

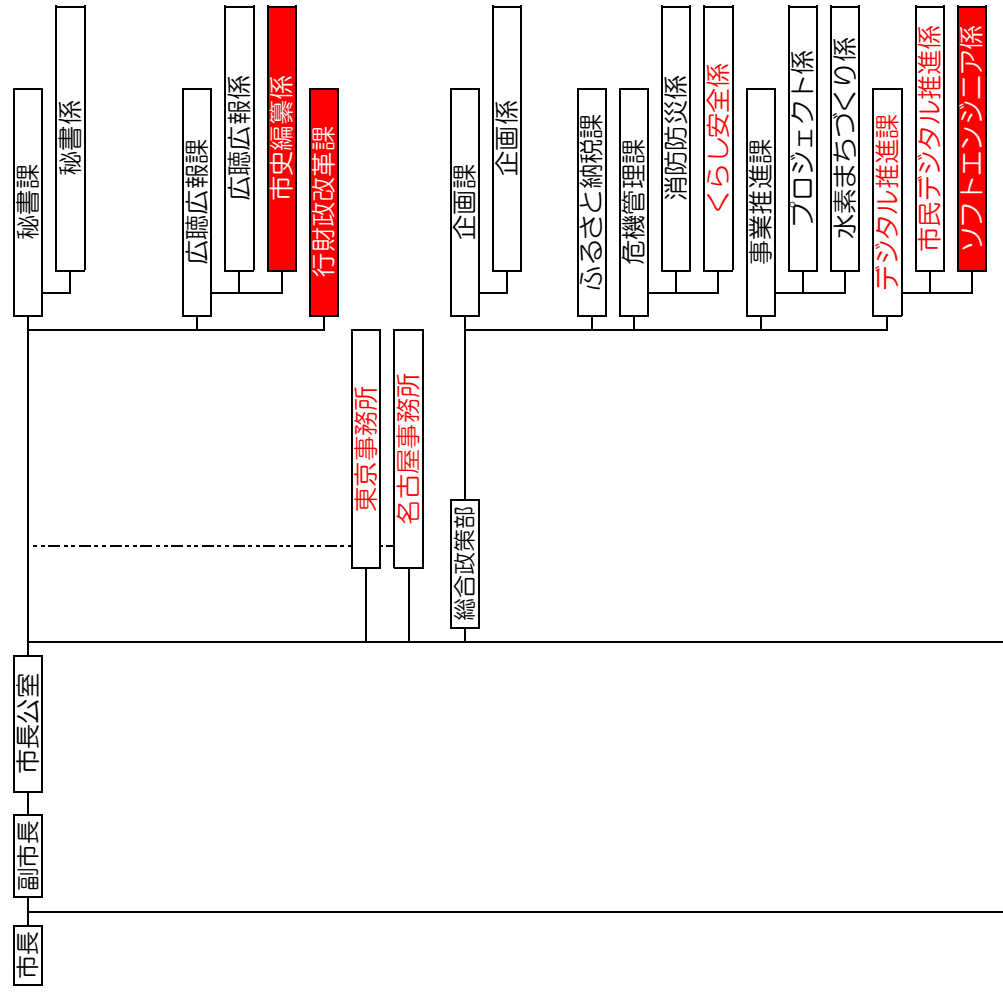
(5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) 保健福祉部 (略) 日本遺産・観光部 (1)・(2) (略) 文化スポーツ部 (1) <u>文化活動を促進するとともに、文化芸術の振興及び指導体制の充実を図り、心豊かなまちの形成を推進する。</u> (2) <u>地域におけるスポーツの活性化及び指導体制の充実に努め、市民の体力の増進を推進する。</u> (3) <u>体育施設等の利活用を促進し、市民の健康の維持及び増進を促進する。</u> 産業部 (1)～(7) (略) (8) <u>公営住宅の整備及び充実並びに市民ニーズに応じた宅地の供給を図り、住宅環境の整備を推進する。</u> (9) <u>将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加及び定住対策を図る。</u>	(6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) 保健福祉部 (略) 文化観光部 (1)・(2) (略) 産業部 (1)～(7) (略) (8) <u>安全かつ安心で安定した給水を確保する。</u> (9) <u>公共下水道等の汚水処理施設を計画的に整備し、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水対策を推進する。</u>
---	---

都市整備部 (1)・(2) (略) (3) <u>公営住宅の整備及び充実並びに市民ニーズに応じた宅地の供給を図り、住宅環境の整備を推進する。</u> (4) <u>将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加及び定住対策を図る。</u> (5) <u>道路、橋りょう、河川及びため池の整備等を行い、安全で利便性の高いまちづくりを推進する。</u> 総合支所部 <u>身近な行政サービス及び市政全般に係る一次的な業務を行い、地域に密着した持続可能な行政の推進を図る。</u>	都市整備部 (1)・(2) (略) (3) <u>道路、橋りょう、河川及びため池の整備等を行い、安全で利便性の高いまちづくりを推進する。</u> (4) <u>安全かつ安心で安定した給水を確保する。</u> (5) <u>公共下水道等の汚水処理施設を計画的に整備し、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水対策を推進する。</u>
--	--

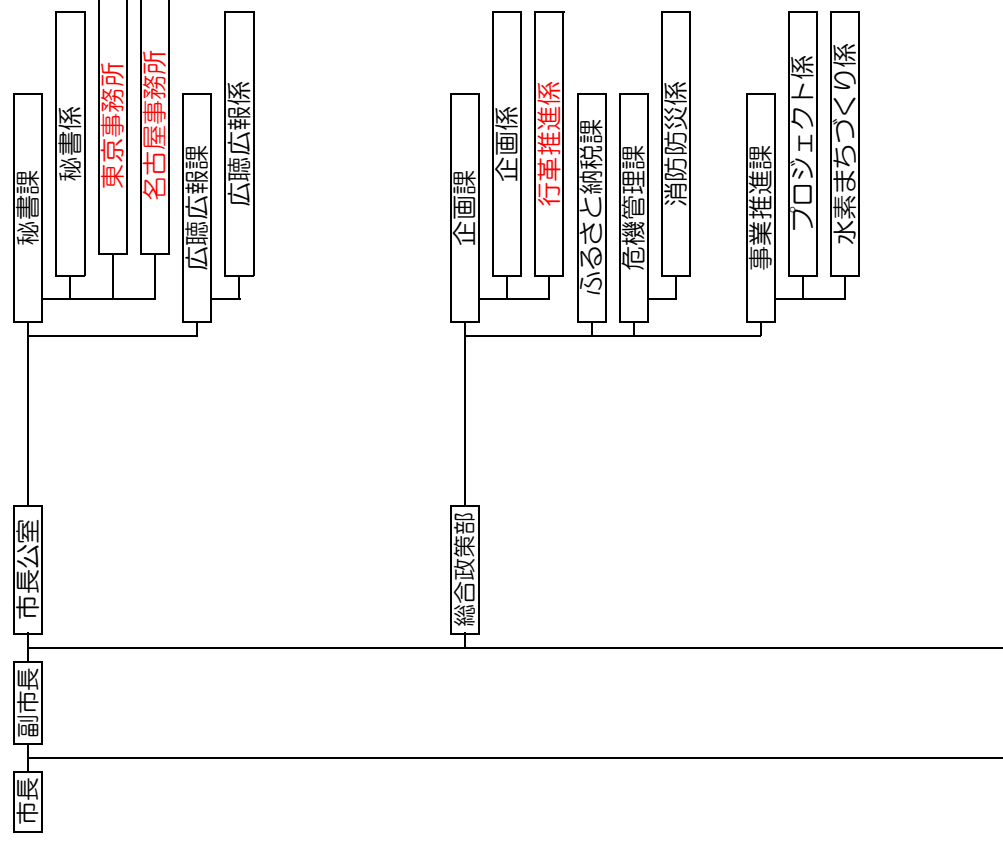
備前市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改 正 案	現 行
(組織) 第3条 (略) 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、これに属する事務を処理させるため、<u>都市整備部</u>を置く。	(組織) 第3条 (略) 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、これに属する事務を処理させるため、<u>産業部</u>を置く。

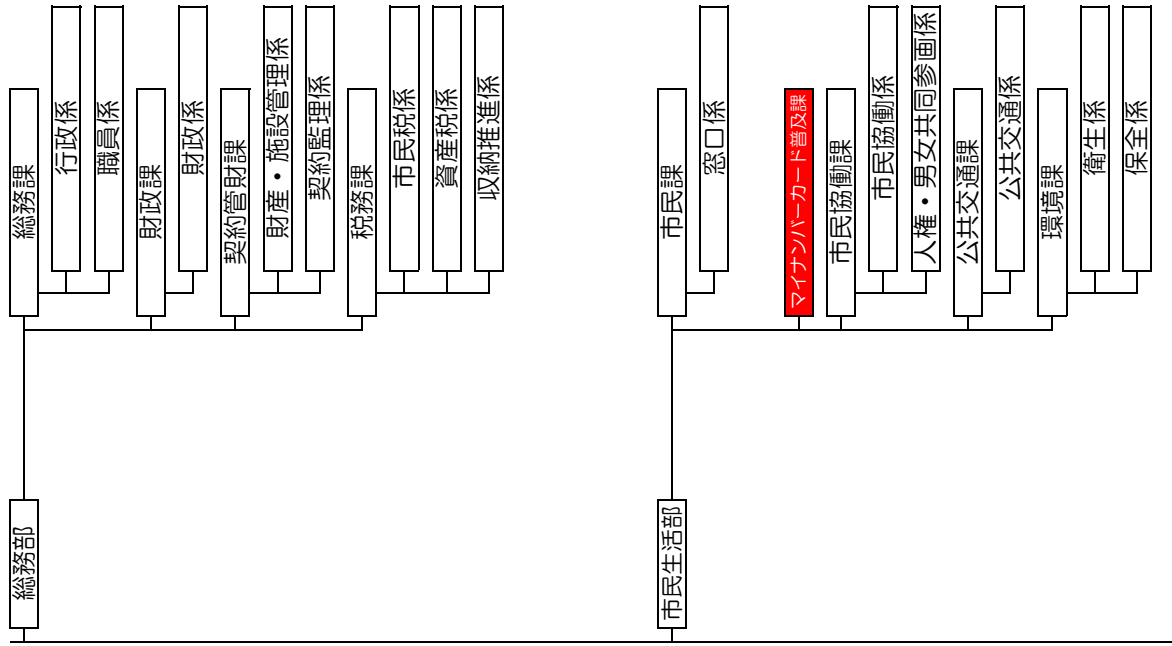
(案) 变更



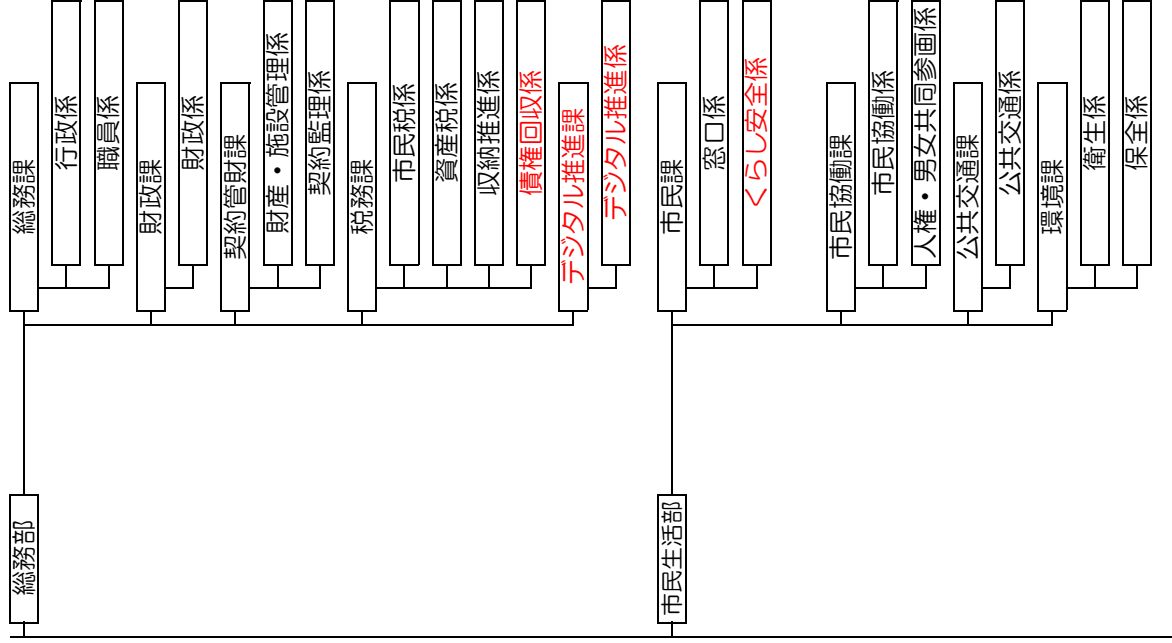
行
現



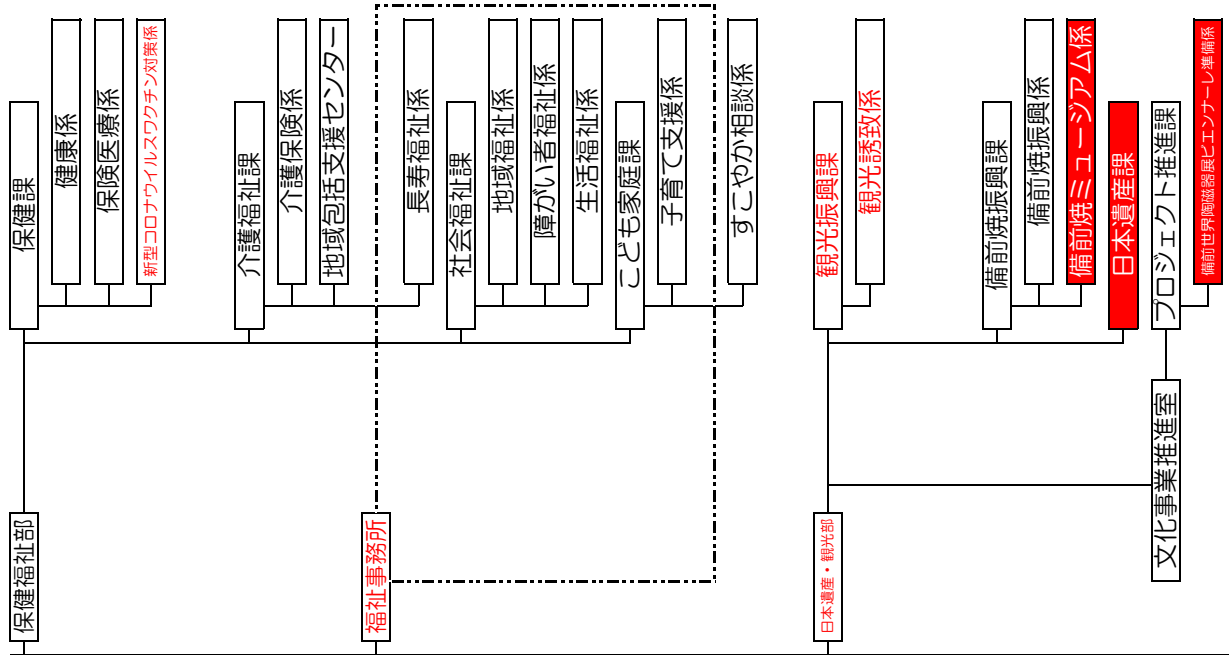
変更(案)



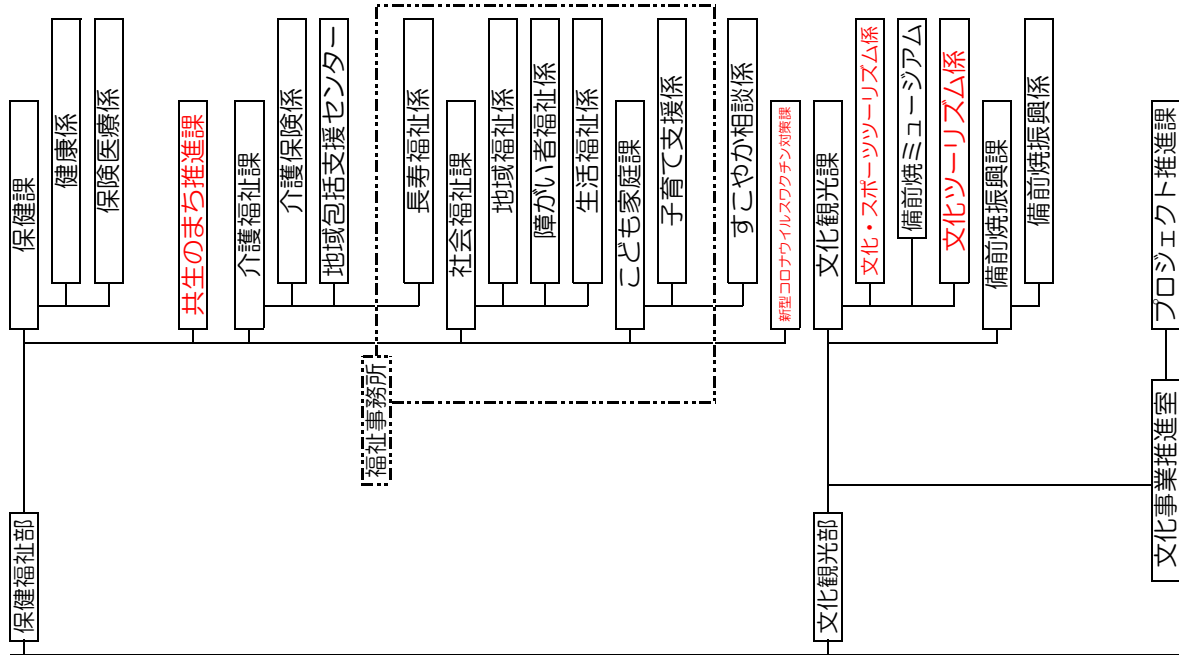
現行



変更 (案)

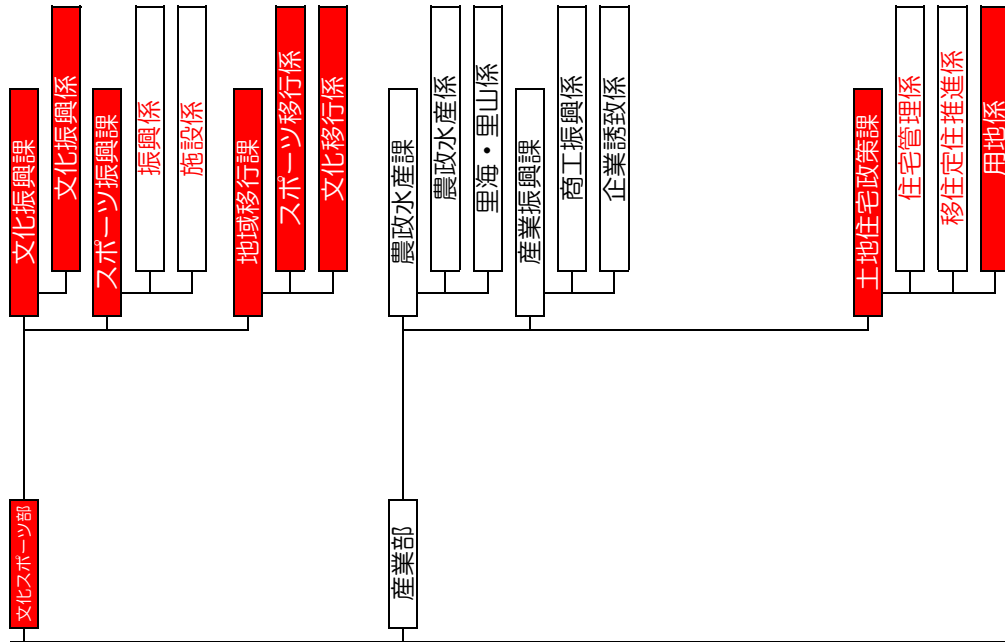


現 行

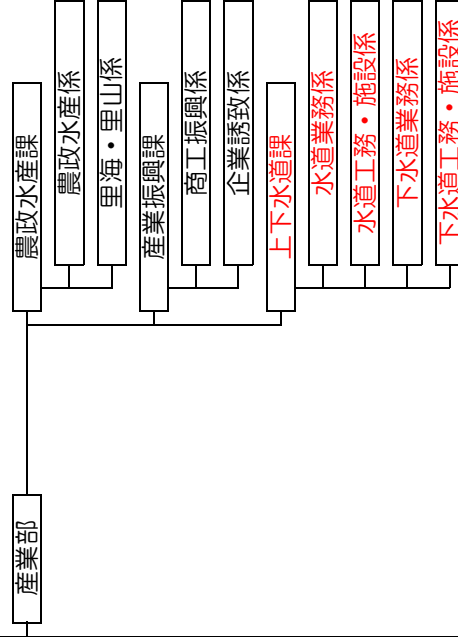


注) 白抜き文字は新設部署、赤文字は名称等変更部署

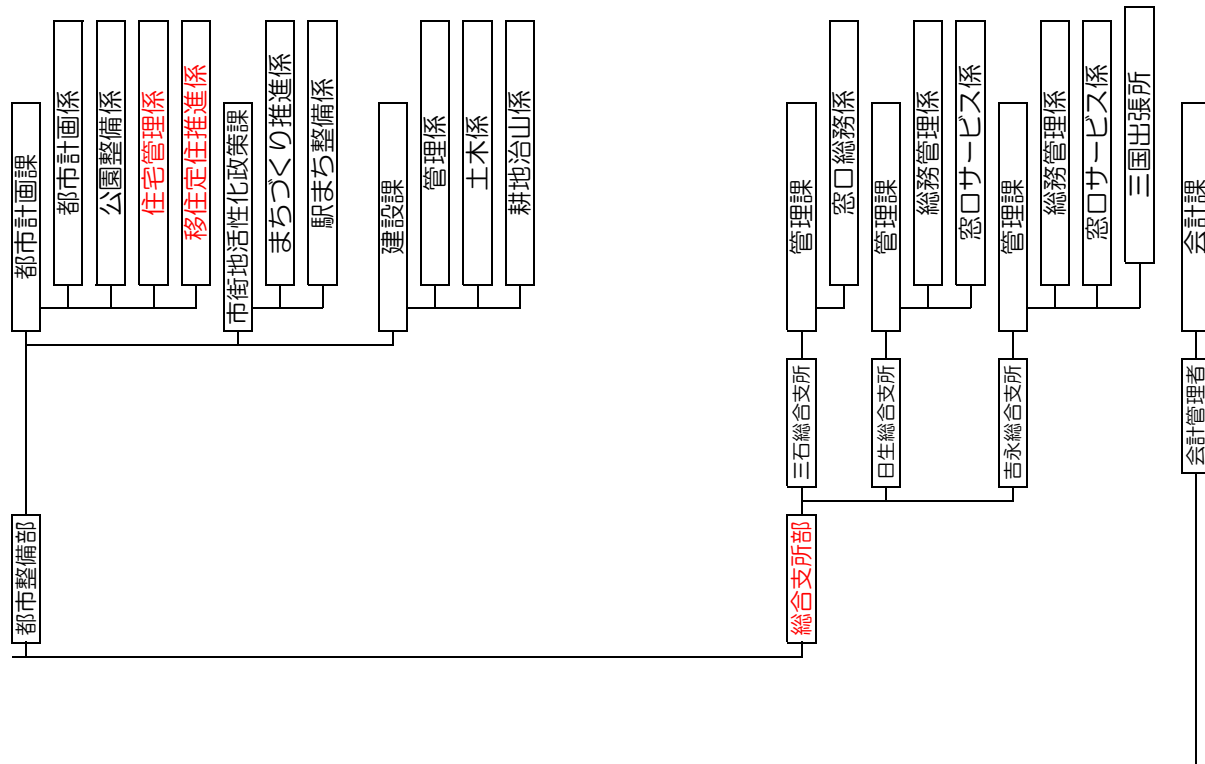
変更（案）



現行



行
現



注) 白抜き文字は新設部署、赤文字は名称等変更部署